

受託業者を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、判断基準及び評価のウエートは以下のとおりです。

●配置予定技術者（企業）の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点		技術点					
			管理技術者	担当技術者(※1)	照査技術者	小計	合計	
配置予定技術者（企業）の経験及び能力 資格・実績等	資格要件	技術者資格	技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士（総合技術監理部門「建設－都市及び地方計画」、又は「建設－建設環境」）又は、技術士（建設部門「都市及び地方計画」、又は「建設－建設環境」）を有する ②RCCM（都市計画及び地方計画、又は建設環境）を有する ③上記①②以外	① 3 ② 1.5 ③ 特定しない	① 3 ② 1.5 ③ 特定しない	① 3 ② 1.5 ③ 特定しない	9	34
		専門技術力	業務執行技術力	平成24年4月1日以降平成29年3月31日までに完了した下記の同種業務の実績を次のとおり評価する。 同種業務：「観光かつ整備計画についての業務」、又は、「観光かつ広報についての業務」 ①同種業務の実績が2件以上ある。 ②同種業務の実績がある。 ③上記①②以外	① 5 ② 2 ③ 特定しない	① 5 ② 2 ③ 特定しない	① 5 ② 2 ③ 特定しない	15
	情報収集力	地域精通度	平成24年4月1日以降平成29年3月31日までに完了した業務実績の有無について、次のとおり評価する。（照査技術者としての実績は評価しない。） ①奈良県（香芝市・三郷町・王寺町）大阪府（柏原市）における業務実績あり ②奈良県及び大阪府内における業務実績あり ③上記①②以外	① 5 ② 2 ③ 0	① 5 ② 2 ③ 0	/	10	
		専任制	専任制	公告時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する（特定後未契約の分を含む）（照査技術者としての実績は評価しない。） ①手持ち業務の契約金額1億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②上記以外	① 3 ② 0			

※1担当技術者を複数もうける場合の評価値は、担当技術者の評価点の平均値により算出する。

※2「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	判断基準	評価点	小計	合計
業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		※※	5	20
実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。			5	
	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。			5	
その他	実施体制が本業務の目的に合致し、充実した体制になっている場合に優位に評価する。			5	

●評価テーマ

評価テーマ		評価の着目点		技術点		
		判断基準	評価点	小計	合計	
評価テーマ1に関する技術提案	事業実施計画の作成について	①事業実施計画は実現可能なスケジュールとなっているか。	※※	5	10	
		②地域特性等与条件の理解が高く、基本的な考え方が適切である。		3		
		③独自のアイデアや創意工夫が示されているか。		2		
評価テーマ2に関する技術提案	事業内容の詳細検討について	①地域特性等与条件の理解が高く、課題の解決法にも十分に確認できる。	※※	5	10	
		②事業内容の詳細検討を進めるうえで基本的な考え方が適切であるか。		3		
		③独自のアイデアや創意工夫が示されているか。		2		
評価テーマ3に関する技術提案	エリア内ウォーキング人数の測定について	①業務に必要な着眼点、問題点、解決方法が確認できる。	※※	5	8	
		②独自のアイデアや創意工夫が示されているか。		3		
評価テーマ4に関する技術提案	プロモーション方策の検討・実施について	①実現性、適格性はあるか。	※※	5	12	
		②事業の継続性、収益性は十分に考慮されているか。		3		
		③企画作成と運営支援は、適切であるか。		2		
		④独自のアイデアや創意工夫が示されているか。		2		

※※の評価値は、審査員による5段階評価（100%・75%・50%・25%・0%）を行い、その平均点により算出する。

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			—	

合計				100	
----	--	--	--	-----	--